

おもな学校感染症一覧表

★下記の感染症に罹患したときは、直ちに学校園に連絡し医師の指示のもと出席を控えてください。
医師の指示する期間は出席停止とし、欠席扱いにはなりませんので治療に専念してください。

★これまで学校保健安全法の第三種の「その他の感染症」に罹患した場合、登校園する場合には『医師の意見書』を提出していただいていました。このたび、その他の感染症の一部（溶連菌感染症・マイコプラズマ様感染症・手足口病またはヘルパンギーナ・感染性胃腸炎）のみ『医師の意見書』を廃止することとなりました。令和7年4月からは『医師の意見書』の提出は不要とし、保護者様による届を学校園へ提出していただきますよう、お願ひいたします。

種別	病名	届け出について	
		医師の意見書	保護者の届
第1種	エボラ出血熱	○	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）		
第2種	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	○	
	特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）		
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）		
	百日咳		
	麻しん（はしか）		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		
	風しん		
	水痘（水ぼうそう）		
	咽頭結膜熱（プール熱）		
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）		
第3種	結核	○	
	髄膜炎菌性髄膜炎	○	
	コレラ	○	
	細菌性赤痢	○	
	腸管出血性大腸菌感染症	○	
	腸チフス	○	
	パラチフス	○	
流行性角結膜炎		○	
急性出血性結膜炎		○	
その他感染症			○（※一部のみ）

※「一部」・・・溶連菌感染症・マイコプラズマ様感染症・手足口病またはヘルパンギーナ・感染性胃腸炎

※「保護者の届」様式は、各学校園もしくは町ホームページにあります。